

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>創設時の精神を踏まえて、学園の理念「こころ～子ども一人ひとりが個性豊かで逞しく、思いやりのある自立した子ども～」が明文化され、それに基づき、6つの学園の基本方針が明文化されている。職員への周知については、職員の手引きを配布するとともに、研修等で読み合わせし、確認している。また、子どもや保護者への周知については、入所時の説明文書を用いて、わかりやすく説明している。さらに、ホームページに掲載する等広く周知に努めている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>児童福祉動向については行政の担当部局、全国児童養護施設協議会や県児童福祉協議会等から情報提供を受けたり、各種研修への参加を通して情報収集に努めている。また、各種の地域団体の会議に参加する等し、地域のニーズを把握し、分析に努めている。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園の経営課題については、理事会や評議員会等を通じて、法人全体で共有している。現在、少子化の進行等、児童養護施設を取り巻く動向や経営環境の変動期にあり、施設の地域分散化、地域支援強</p>		

化、多機能化、フォスタリング機関としての役割、人材確保や定着等の経営課題に対応するため、経営体制の強化に取り組んでいる。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>社会的養護関係施設をめぐる制度変動に伴う経営課題を踏まえた中・長期的ビジョンをわかりやすく示した中・長期計画を策定しているが、経営全般に渡る具体的な計画としての明確化に改善の余地がある。経営全般的な観点(人事労務、教育研修、安定経営、地域との関係、コンプライアンス、権利擁護、危機管理等)から、予算に裏付けされた経営全般に渡る具体的な計画の策定に向けた取り組みに期待したい。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画については、中・長期計画を踏まえ、前年度の事業計画を振り返り、各年度単位で予算を伴った施設全体の事業計画を策定している。行事計画や研修計画等、各種計画が策定されているが、より経営全般に渡る具体的な計画としては、まだ途上の段階であり、改善の余地がある。今後とも、経営全般に渡る計画の策定に向けた取り組みに期待したい。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	⑥ ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画はホーム会で話し合い、リーダー会の各部署会議、運営委員会や全体会議を通して職員参画のもとで策定されている。計画は職員会議等で周知し、職員全体で共通理解している。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで決算書類、事業報告、事業計画、現況報告、事業内容等について広く開示している。子どもや保護者等への周知については、機会を捉えて個別に説明しているが、十分とは言い難い。施設種別の特性から、馴染み難い項目に思われるが、ステークホルダーの一員と考え、今後とも継続して、保護者向けの計画要旨についてわかりやすい資料を作成する等、理解を促す工夫に向けた取り組みに期待したい。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設全体で自己評価を実施するとともに、チェックリストを活用する等して養育・支援の振り返りを行っている。今年度は岐阜県福祉サービス第三者評価に取り組み、課題を職員間で共有化する等、支援の質の向上に向けた取り組みを行っている。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課 題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価や岐阜県福祉サービス第三者評価の受審結果から把握した課題に対して、職員会議等での話し合いを通して改善策・改善実施計画を立案し、解決を図る組織体制を整備している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表 明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>管理者の役割と責任について、事務分掌表で明文化するとともに、職員会議や研修等の機会を捉えて、運営方針や役割と責任、信念やビジョンを表明する等して周知を図っている。災害等の有事の際における役割も明らかにしている。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組 を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>児童養護施設運営を取り巻く関係法令に関する研修会や各種会議に参加し、職員に報告や説明をするとともに、職員への周知を図っている。また、法令遵守に係る研修や会議等を通して、職員のコンプライアンス意識を高めるべく取り組んでいる。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		

12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本方針に明文化された「～たゆまなく支援技術、人としての向上に努めます。～」の具体的な実践のため、寮長は職員会議等で養育・支援のあるべき方向性を職員に示すとともに、積極的に支援の現場に身を置き、日常的な支援場面を通じて、職員に助言指導を行う等、支援の質の向上についてリーダーシップを発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長は働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、効率的な業務体制の推進、パソコンネットワーク化への取り組み等、ICT化の推進や書類の簡素化に努め、業務改善を推進している。また、運営上の課題を明確化し、職員会議等を通して改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人材不足が続いている業界であるが、幅広く求人チャネルを活用した採用活動を行うとともに、人材育成、人員配置の充実に向け、取り組んでいる。外部研修への参加や園内研修の実施等、職員の教育研修に力を入れるとともに、OJTを通して人材の定着に努めている。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規則や給与規定等は作成されているが、客観的な人事考課基準の整備が途上の段階にある。今後とも、社会保険労務士等の専門家と検討の上、新たな人事管理システムの構築に向けた取り組みに期待したい。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の有給の消化率や就業状況を定期的にチェックし、有給休暇取得への取り組みや出産・育児休暇の充実等、ライフワークバランスに配慮した適切な就業環境作りに努めている。また、民間社会福祉事業従事者共済会への加入、健康診断の実施や職員の相談窓口の設置等、福利厚生体制を確立して</p>		

いる。		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初に目標を設定し、フィードバック面接を実施し、達成状況の評価のPDC Aサイクルはできている。今後、職員の能力開発に資する目標管理制度の実施に向けた取り組みに期待したい。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>研修計画の中で、研修目的を明記しており、外部研修、内部研修e-ラーニング、OJT指導等、多様な研修体制を整備し、計画的な研修を実施している。また、コロナ禍の状況に合わせて、研修形態を工夫して実施している。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの業務に着目したOJT研修、職員の職位に着目した階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等を実施し、職員の研修機会を充実させている。また、ホームごとに教育係を配置して、新人教育に対応している。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉士、保育士、心理士等、積極的に実習生を受け入れており、受け入れに関するマニュアルを整備し、養成校と連携しながら職種別のプログラムを用意している。受け入れにあたっては、養成校と打ち合わせを行い、実習オリエンテーション、カンファレンスや振り返りを行う等して指導にあっている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで施設概要、サービスの内容、決算情報、現況報告書、福祉サービス第三者評価結果</p>		

等、事業運営に係る情報を幅広く積極的に公開し、運営の透明性の確保に努めている。また、パンフレットや広報誌を作成し、配布する等、情報公開に向けた取り組みを行っている。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人で経理規程等を整備し、事務、経理、取引等についてルール化している。月次の財務諸表分析を実施し、会計事務所、社会保険労務士事務所の指導を受ける等、適正な運営に努めている。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちは地域の一員として、地域の活動に参加する等、交流を深めている。また、今年度はコロナ禍の状況にあり、感染予防のため制限的にならざるを得ないが、例年、施設の行事や地域の行事に相互参加する等、地域交流に取り組んでいる。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>倫理規定において、ボランティア等の受け入れについて明記し、地域住民から芋ほり、土用の丑、鏡開き等において、様々な地域のボランティアの協力を得て実施している。</p>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関の一覧表を作成している。子ども相談センター、小・中学校、自治体児童福祉担当課、教育委員会、警察、消防等、様々な機関と連携を行っている。また地域団体との各種会議に参加する等して、情報交換を図っている。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各種行事の相互参加等の地域交流、子育て支援相談、見学会、ショートステイ事業の実施、各種の地域会議への参加等を通じて、地域のニーズ把握に努めている。</p>		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>地域の児童福祉の拠点施設として子育てサロン、里親サロン等の開催、地域の福祉避難所の役割、地域の役員会等への会場の貸し出しや講演会の実施を通して、公益活動に取り組んでいる。社会福祉法人の使命として、公益的な事業活動はこれからの分野としてますます重要になると思われる。今後とも、子どもの拠点施設として地域のニーズを捉え、この分野での活動の拡充に向け、継続した取り組みに期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の手引きを配布し、各種会議や研修会等の機会を捉えて、子どもの尊重や基本的人権への配慮について職員間で共通理解を持つべく取り組んでいる。また、子ども会議活動を通じて各ホームの子どもたちの意思を尊重し、子どもの最善の利益を目指した養育・支援に努めている。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の手引きを行動の指針として、一人ひとりの個性を大切にし、子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援を行っている。また、先駆的に施設の小規模化に取り組み、居室の個室化が実現しており、ハード面でのプライバシーも確保されている。個人の私物などについてもプライバシー保護に配慮した支援ができています。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>それぞれに、生育歴、家庭状況、入所の背景等が異なるが、その都度、一人ひとりに合わせて丁寧な説明を行っている。また、希望に応じて見学も実施し、パンフレット等を用いて具体的な情報提供を行い、自己決定を側面的に支援している。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、子どもの思いを受け止めて、温かく迎え入れる準備をし、子ども権利ノートや入所の際に渡す文書等を用いて、これからの施設での生活について、わかりやすく説明している。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行等にあたり、ファミリーソーシャルワーカーが中心となり、施設や保護者との相談対応や連携を行う等して、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。また、退所後は、アフター支援専門員を配置し、地域の関係機関と連携を図りながら、アフターケアを行っている。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども会議や食事アンケート等を通じて、子どもの満足度等を把握している。リクエストメニューや子どもたちの好みの外食機会を持つ等、いろいろな生活場面の体験を充実させている。また、家庭的で話しやすい雰囲気づくりをして、子どもたちの意向を把握し、支援に努めている。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みを整備しており、ポスターを各ホームで掲示し、担当者、責任者や第三者委員を設置し、毎月、定期的に相談日を設けている。また、子ども会議を開く等して、意見を言いやすい環境を整えている。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>担当職員以外にも、ファミリーソーシャルワーカーや個別対応職員等が相談に応じる等、誰でも気軽に相談できる体制ができている。意見を述べやすいスペースとして空室を活用し、各ホームには意見箱を設置している。第三者委員が訪問し、面談して意見を聞く体制がある。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉑・c
<p><コメント></p>		

<p>日頃の子どもの表情などから汲み取ることを意識的に行っている。相談や意見に対しては、対応マニュアルを整備し、各種会議を通して検討し、迅速な対応に努めている。今後、対応マニュアルの整備に向けた取り組みに期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 各種委員会を設置し、研修を実施する等、リスクマネジメント体制ができている。各ホームでヒヤリハットを収集し、評価・分析を行い、改善策を検討し、職員全体に周知を図っている。</p>		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 食生活保健衛生委員会を設置し、感染症マニュアルや感染症BCP計画を整備して、研修等を通じて職員間で共通理解に努めている。今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策を行っており、施設内の消毒や対策用品を備えるとともに、手洗い・うがいの励行等を行っている。</p>		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 災害マニュアルを整備し、BCP（事業継続）計画を策定している。各種災害に備え、定期的に昼夜想定避難訓練等を実施する等、災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。また、食料品備蓄や自家発電機を備えている。</p>		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 職員の手引きをはじめ、個々のサービスに応じた各種マニュアルを作成し、データベース化され、職員間で共有できている。</p>		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント> 各種規程、職員共通ルールであるグランドルール、各種マニュアル、自立支援計画等の定期的な見直しを実施している。また、ホーム会議で支援方法の見直しや情報共有を行っている。</p>		

Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設で統一された様式を用いてアセスメントを行い、子どもの意向を尊重し、会議を開いて自立支援計画をパソコンソフト管理システムで作成している。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>6ヶ月毎に、または必要に応じて、自立支援計画の評価・見直しが行われている。ニーズ志向の観点から、子どもへの養育・支援に関わる課題が明確にされている。</p>		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する養育・支援実施状況の記録については、ICT化の推進により、データベースソフトが導入され、パソコンネットワークシステムを活用し、職員間で共有されている。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>記録管理について保管・保存・廃棄に関する規程を定め、紙媒体は鍵付きの書庫に保管し、データはセキュリティ管理を行うとともに、職員研修等を通じて、個人情報保護に関する共通理解を深めている。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員倫理綱領、理念、養護指針、虐待防止マニュアル、権利擁護について記載されている「職員の手引き」が全職員に配布されており、それに基づいた支援の実践がなされているかを定期的に職員会等で確認している。また、県児童福祉協議会(権利擁護委員会)で作成した権利擁護チェックリストを実施し、集計結果を基に職員会議で検討している。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもには保障される権利がある事をわかりやすく記載した施設独自の「権利ノート」を活用して、子どもの年齢に応じて伝えているが、特に、日々の生活での関わりの中で、自分や他人の権利について、機会を捉えて、説明をしている。毎月、こども会議でも権利と義務について学習する機会を設け、子どもたちが権利について理解し、意識できるよう伝えている。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>行事等の思い出を写真に収めており、子どもと一緒にアルバムに整理するときは、自分の成長を振り返ったり、語り合う機会としている。また、生き立ちを伝える際には、子どもの行動を予測した上で、伝えるタイミングを慎重に検討して、情報を伝えている。伝えた後も子どもの変容を十分に配慮しつつ、気持ちに寄り添う等のフォローにあたっている。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員の手引き」の「被措置児虐待対応マニュアル」に記載があり、それをもとに毎年、研修や職員会議を開いて、子どもに対する不適切なかかわりについて具体的に理解するとともに、子どもの人</p>		

<p>権尊重について職員の意識を高めている。また、権利擁護チェックリスト毎月実施し、職員自身の支援について振り返ることができるようにしている。さらに、第三者委員が各ホームを巡回し、話を聞く機会を設けたり、意見箱を玄関に設置する等して、虐待防止の取り組みを行っている。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
<p>A⑤</p>	<p>A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所の不安の軽減を図るため、入所前には関係作りを行い、入所してくる子どもに対して、身の回りで使うその子の専用の物を購入する等して準備し、安心して生活してもらえるよう配慮している。入所日には、子どもを歓迎する会を設け、温かく迎え入れ、早く溶け込んで生活できるよう、共感的な姿勢で接している。入所後は保護者面談や家庭訪問を通して、家庭環境の調整を行うことで、養育者との信頼関係に取り組んでいる。退所後の支援については、ファミリーソーシャルワーカーやアフターケア担当者を中心に家庭訪問を行う等して状況把握に努めている。</p>		
<p>A⑥</p>	<p>A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>退所後の社会生活について高校3年生の子どもたちに今後の生活費用や進学や就職等、将来の選択について説明をする講座を開催している。また、退所後のイメージが持てるように卒寮生と話す機会を設け、退所後の社会生活の意識を高めている。退所後の相談にもアフターケア担当者が相談窓口となって、必要に応じ、関係機関と連携しながらフォローを行っている。さらに、子どもの退所後の生活を見据え、計画的にリービングケアに取り組んでいる。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—（1）養育・支援の基本</p>		
<p>A⑦</p>	<p>A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員自身の自己覚知ができており、日常的なかかわりの中で、子どもに寄り添いながら、子どもの理解に努め、受容的な態度で子どもと共に課題に向き合うよう取り組んでいる。また、子どもの表出される感情や言動の背景について職員全体で検討している。現在、子どもへの利用者アンケートについて実施されていないので、今後、実施に向けた取り組みに期待したい。</p>		
<p>A⑧</p>	<p>A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>子どもの担当職員を決め、子どもの個別の時間を確保する等して、信頼関係を深めるよう努めている。生活の決まり事項については、「子ども会議」で話し合いのもとに、決めていくという事を大切にしている。少人数のホームであり、子どもとのコミュニケーションを大切に、話しやすく家庭的な雰囲気づくりに心がけるとともに、子どもの主体的な生活を尊重している。また、夜間等、子どもが不安定になる時間帯には、住み込みと泊りの職員を配置することで、基本的欲求の充足がなされ、子どもが安心して生活できるよう配慮している。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども自身がやりたいと思う気持ちを大切にする観点から、子どもが主体的に取り組めるよう声をかけたり、できたら褒めて、自信を持たせるようにしている。幼児に対しては、一人ひとりの発達段階に合わせた援助ができるようにしている。大きい子には、退所後も困らないように、身辺整理や公共交通機関の乗り方等の生活スキルを高め、自ら問題を解決していく力を身につけていけるよう支援している。毎月、子ども会議で話し合いをしており、子どもから出た意見を尊重し、行事や生活等について子どもたちが主体的に考えられるよう側面的な支援を行っている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に応じた自立支援計画を作成し、遊びや学びの場を提供している。遊びについては子どもの発達や季節に応じて玩具等を入れ替えたり、行きたい場所や遊びに関する内容については子ども会議で検討し、年間行事に取り入れている。近隣の公園や図書館、公民館の親子教室等、外出機会を広く設け、遊びの体験ができるようにしている。また、学びについては、学習アルバイト(家庭教師)をつけたり、学習塾に通ったり、学習ボランティアを活用する等して学びの場を確保している。しかしながら、年齢や発達に応じて、学びや遊びができるようなプログラムの下での養育・支援については、まだ、途上の段階であり、課題がある。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は日常生活のかかわりの中で子どもの手本となるよう発言や行動に努めている。特に、社会生活で身につけなくてはならない倫理観や生活スキル等については、日々の支援を通して伝えている。地域活動(少年団、子ども会等)にも積極的に参加し、交流をしている。また、地域のスポーツ大会の交流等の機会に社会常識や社会規範を学ぶべく支援している。高校生には、SNSの問題等について話をしている。</p>		
A—2—(2) 食生活		

A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>食事の時間は、職員も一緒に、学校での出来事、子どもからの話題を中心に団らんの場となるような雰囲気の中で、味わって食事をする事としている。キッチンで一緒に食材を切ったり、盛り付けを手伝ったりする等、調理の手伝いをする機会も増やし、食習慣の習得に向けた支援を行っている。食事の量については、年齢に応じてご飯の量を考えて盛り付けをし、部活や塾等で帰りが遅くなる場合には、再度温め直す等、配慮している。季節に応じてバーベキューや花見弁当、誕生会等、皆で食事をする企画をしたり、子どもたちとおやつ作りを行ったり、栄養士が料理教室を実施する等して、食事が楽しみなものになるよう工夫している。また、毎年、栄養士が食事アンケートを行い、献立に反映させている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームごとに衣類の管理をしているが、衣替えの時期には、子どもの成長に合った衣類を揃え、特に下着や靴についてもその子に合った物を揃えている。衣類の購入は、子どもと一緒に出かけ、本人が選び、購入している。外出の際には、行先にふさわしい服装になるよう助言する等、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。アイロンがけや洗濯たたみ、縫物等はリビングで行いながら、子どもにもやり方を伝え、衣類の管理ができるようにしている。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個室を基本としているが、低学年児については、事務室の前の目の届きやすい部屋にしている。居室は子どもたちそれぞれが思い思いに家具を配置し、飾りつけや置物、ポスターを飾っている。中学生以上は毎日、自分の部屋を掃除するようにし、清潔な状態を保つよう努めている。定期的に樹木、花壇の整備もされている。また、年2回は、子どもと一緒に大掃除を行うことで、掃除の習慣や大切さを伝えるとともに、清潔な環境が心地良く感じる感覚が育つようにしている。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では年2回、健康診断を行い、子どもの健康状態の把握に努めている。体調の変化等ある場合には、看護師が対応し、必要に応じて嘱託医に連絡する等して医療機関と連携を取っている。メンタ</p>		

<p>ル面での通院には、心理職も付き添い受診している。また、食生活保健衛生委員会の中で、医療や健康について学習している。</p>		
<p>A—2—（6）性に関する教育</p>		
<p>A⑯</p>	<p>A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>毎月、性教育委員会を実施し、年齢に応じた性教育を行っている。プライベートゾーンを守ることや危険な場所についても教えるとともに、他者の性を尊重する等、性についての知識習得に向けた取り組みを行っている。また、日頃、子どもから性についての悩み、相談を受ける場合には、落ち着いた環境で話を聞いている。対応について困ることがあった場合には、性教育委員会に報告し、ホーム会議や職員会議においても共有している。</p>		
<p>A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
<p>A⑰</p>	<p>A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもが安心、安全に生活が送れるように生活リズム等を整えて遊ぶことができる場を用意している。子どもからSOSを発信しやすいように日頃からコミュニケーションを心がけており、行動上の問題があった場合、施設全体でケース検討を行い、寄り添った対応ができるよう努めている。また、子ども相談センター、医療機関、警察等、関係機関と密に連絡と取り、連携しながら支援にあたっている。</p>		
<p>A⑱</p>	<p>A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>日頃から子どもの関係性について観察し、子ども同士の距離間についてその都度、子どもたちに伝えたり、子ども会議で話し合う等して、上下関係や支配・被支配の関係にならないよう対応している。また、問題が起きた場合には、支援部会、リーダー会議を開き、対応策について話し合っている。</p>		
<p>A—2—（8）心理的ケア</p>		
<p>A⑲</p>	<p>A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>常勤の臨床心理士を配置し、セラピールームを設置している。心理的ケアが必要な子どもは、自立支援計画に沿って、心理療法を行うとともに、その内容を職員と共有し、日常生活においても心理面での支援が受けられる体制ができている。</p>		
<p>A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等</p>		

A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小学生以上は個室であり、学習環境が整備され、本人の希望や必要に応じて学習ボランティアを活用する等、それぞれの子どもに応じた学習支援が行われている。学校とも連携し、懇談・交流する機会を年3回、設けており、生活状況や学習等について情報交換を行っている。日々の連絡は担任と連絡ノートでやりとりしている。子どもの特性により、特別支援学校や特別支援学級に通って、本人のペースを尊重しながら学ぶことができる環境も整えている。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>中学生向けの「進路の会」、高校生向けの「高校生講座」を実施する等し、希望する進路について情報を集め、話し合いを行い、本人の希望、学力、経済面等を考えながら、情報提供するとともに、希望する進路について、進学や就職の支援を行っている。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>社会でのルールや社会的責任、人間関係を学ぶとともに自分の適性を知ることや自己肯定感が形成できるよう支援しつつ、職場実習やアルバイトを積極的に勧めている。社会に出ることが不安な子どもにとっても職場実習を体験し、振り返りを行うことで前向きに取り組めるよう支援を行っている。また、実習先の事業主との連携を深めつつ、新規の実習先の拡充に向けた取り組みも行っている。さらに、卒寮生が働いている企業の協力を得て、職場見学をしたり、事業主からの講話を聞く機会を作る等、社会経験の拡大に向けて様々な取り組みを行っている。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ファミリーソーシャルワーカーとホーム職員が連携し、家族との信頼関係づくりに取り組んでいる。例えば、子どもの意向を尊重した定期的な帰省・面会を実施したり、保護者に定期的に電話をしたり、授業参観、運動会の案内を送り、保護者の来園を促したりする等して、関係性を深めてもらえるような取り組みを行っている。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ファミリーソーシャルワーカーを中心に、その家族に合った家庭支援の方法を検討しながら実践し</p>		

ている。家族によっては、帰省面会、施設での宿泊も行う等、親子関係の再構築に向けた支援に取り組んでいる。家庭引き取りの際には、ファミリーソーシャルワーカーを中心に、子ども相談センターや引き取り先の学校関係や福祉課等とカンファレンスを実施し、アフターケアについて計画的に取り組んでいる。